



## ■2012年\_第3回定例会（第3日目）一般質問（2012.09.12）

### 【題 目 及 び 要 旨】

1. 東京電力福島第一原発事故と脱原発社会に向けての取り組み
  - (1) 福島支援について
  - (2) 放射能汚染対策について
  - (3) 庁内横断対策の一体化
2. 中核市移行とまちづくり
  - (1) 保育施策について
    - ア. 何がどう変わる？
    - イ. 影響あるいは都と交渉となる事業並びに費用
    - ウ. 課題は何か
  - (2) 障がい児・障がい者施策について
    - ア. 何がどう変わる？
    - イ. 影響あるいは都と交渉となる事業並びに費用
    - ウ. 課題は何か
  - (3) まちづくりの議論を
    - ア. 議論の成熟
    - イ. 人材育成

◎【30番陣内泰子議員】 それでは、通告に基づき一般質問を行います。市民自治の会の陣内泰子です。まず、東京電力福島第一原発事故と脱原発社会に向けての取り組みについてです。

東京電力福島第一原発事故は、やっと、少しではありますが、その原因調査が進み3つの事故調査報告が出されています。国会事故調査委員会は、事故を人為によるものと位置づけていますが、その責任は何ら明確にされていないままです。

その一方で、政府は、関西電力の夏場における電力不足を理由に大飯原発を再稼働させましたが、電力不足は過大需要見込みによるもので、一時、火力発電を停止させるなどの操作が行われていたということも明らかになり、大飯原発再稼働の大義は崩れ去っています。この事故にしっかりと向き合い、私たちの日常を返してほしいという福島を初めとした被災地の方々の声にこたえる道筋が見えないまま、1年半という時が過ぎていきます。

また、日本全体に降り注いだ広島原爆の168個分とも言われている放出放射能汚染についても、あたかも汚染の心配がないかのような風潮、取り組みが行われていることに危惧を感じます。福島のあるお母さんは、何も対策が行われていない。そして、事故が起きる前、普通に子どもが外で遊び放射能という言葉など日常会話の中になかった。3.11以前の普通の生活を私たちは、今、することができないという声の重みを受けとめなければなりません。

福島支援についてお伺いします。市民団体を中心に、福島の子どもたちを少しでも放射線量の少ない

ところにお呼びしてゆっくりのんびり、そして思い切り遊んでもらいたい。そういった保養プログラム、キャンププログラムが全国に広がっています。新聞報道もされましたが、八王子の市民団体も福島の親子をお呼びし、春や夏の親子キャンプを実施してきています。このような動きは、都内多摩地区でも広がりを見せており、またそれに協力をする自治体もふえてきました。町田市や小平市、あきる野市や立川市など、市民団体の呼びかけに応じて公共施設を貸し出すという配慮を行っています。積極的に支援を提供している大学もあります。

八王子は、夕やけ小やけふれあいの里並びに姫木平に宿泊施設を持っています。以前、夕やけ小やけふれあいの里の指定管理者である観光協会にお伺いしたとき、市が応援するという判断を示せば貸し出すこともできるが、そうでない限りは一般申し込みに準ずるというものでありました。

そこで、市長にお伺いをいたします。八王子として社会福祉協議会が現地に行くボランティア旅費の補助を行ったり、避難して来られている方々の交流会を企画したりと、福島支援、被災地支援を行っているところではありますが、ぜひさらに一歩進め、なかなか動きがとれない現地で生活をしている親子の保養キャンプなどの実施に当たり、市民団体からの要請等があれば積極的に施設の開放あるいは大学がたくさんあることから、大学などへの働きかけを行っていただきたいと思います。お考えをお聞かせください。

次に、放射能汚染対策についてです。メルトダウン、水素爆発に伴う放射性物質の放出は、群馬県の早川教授の汚染マップ並びに文部科学省が発表した航空写真でもわかるように、広く関東一円に広がっています。東京も例外ではありません。セシウム 137 の半減期は 30 年です。一度空気中に放出された放射性物質は容易にはなくなりません。

そこで、まず空間線量調査についてお尋ねをします。昨年 11 月から学校、保育園、公園の空間線量調査が行われました。おおむね 1 施設 1 ヲ所から二、三ヶ所。それも、1 ヲ所は真ん中をはかるといふもので、保護者などから出ている危険と思われる場所をはかってほしいという要望は聞き届けられませんでした。その結果はホームページに公表されているところです。そして、大きな変化はないということで、今は当初の 12 ヲ所週 1 回の定点観測に戻っています。

そこでお尋ねいたしますが、今後の空間線量調査について、今までどおり 4 キロメッシュの 12 ヲ所、空間測定調査を続けていくのか、あるいは新たな対策をお考えなのか、公表についてのお考えも含めてお答えください。また、放射能対策として今後どんなことが課題と考えているのかお答えいただきたいと思います。

実は、最近、深刻なニュースを見ました 8 月 28 日の BS11 の報道番組 *INSIDE OUT* は、進む首都圏の内部被曝、原宿駅前で 2 万ベクレル、空気清浄機から 7 万ベクレルという内容を報じています。原宿駅前で採取された黒い物質あるいは路傍の土と呼ばれている道端や吹きだまりのようなどころに広がっている黒い藻のようなものを検査したところ、2 万ベクレルパーキログラム。そして、皇居周辺で採取されたものは 11 万ベクレルパーキログラムであったというものです。また、8 月 23 日、衆議院会館での「東京連合子どもを守る会」主催の院内集會が開かれ、江東区を中心にこの黒い物質、路傍の土を計測した報告がなされました。その報告によると、2 ヲ所から検体を採取して計測したのですが、一方が 9 万ベクレルパーキログラム、もう一方が 21 万ベクレルパーキログラムと大変高濃度なものであったということです。

この黒い物質は、雨や風によって集積した砂や泥です。道端、雨が上がった後の乾きにくい場所、吹きだまりに多くみられます。こういった道端の黒い物質がすべて放射能に汚染されているとは限りませんが、子どもを守る会の報告にもあるように、はかってみると濃縮をくり返していることから、大変高い

汚染濃度を示す場合も多々あるということです。

こういった黒い物質は、ことし2月、南相馬市で発見され、藍藻あるいは藍藻の死骸であるとも言われています。藍藻は成長のためにカリウムを必要としますが、カリウムと似た性質のセシウムを取り込み、生物濃縮が進みより濃度が高くなったというのが顕微分析による見解です。

また、京都大学原子炉実験所の小出裕章先生は、南相馬市だけでなく東京都東村山市の小学校で採取したこの黒い物質を解析し、その解析結果を公表しているところです。それによると、東村山市の学校での採取検体は2万ベクレルパーキログラムもあり、放射性物質として管理しなければならないものと小出裕章先生は言っています。つまり、汚染地区との指定がない場所であっても、マイクロスポット的に高濃度の汚染物質が点在し、子どもが遊ぶ、口に含む、風などで舞い上がり吸い込むなどの危険があると指摘されるのです。この黒い物質は、東日本広域、どこにでもあるものと言われています。

実は、こういった放射性物質に汚染された路傍の土、黒い物質と思われるものが八王子にもあり、そして市のガイドラインの基準に沿って除染されていたということを御存じでしょうか。

昨年11月、市民が住宅地近隣の道路脇などを測定器で100ヵ所近く測定をした結果、市が定めた除染基準の空間線量0.25マイクロシーベルト以上の場所が多数あり、市に通報。改めて市の測定器で測定をした結果、20ヵ所を除染したということです。この除染の事実は、測定、除染に立ち会った市民から再三そのデータを公表してほしいという要望があるにもかかわらず、東日本大震災対策本部にも報告されていませんし、公表もされていません。また残念ながら、取り除いた土の解析は行われていないままであります。

そこでお尋ねをいたしますが、市長就任以前のことではありますが、東日本大震災対策本部長でもある市長は、この事実、つまり除染のガイドラインに沿って速やかに除染作業があった、行われたということ、そして、これはとても適切な対応だったと思うのですが、ぜひそのことをしっかりと評価をしていただきたいと思ひますし、また市民への公表を通じて情報を共有するとともに、東日本大震災対策本部会議で全庁的にも情報を共有すべきものとするのですが、それについてのお考えをお聞かせください。

また、次に市が行った放射能測定調査の公表に対する見解ですが、今、一体どのようになっているのでしょうか、これについてお答えいただきたいと思ひます。

また、この除染作業に実際に当たった担当部署にお伺いするのですが、なぜ本部会議に公表していないのか、なぜ公表をしないのか、それについてお答えください。

このように、放射線汚染を問題にするのは、言うならば、それは住民の健康、とりわけこれからの未来を担う子どもたちの内部被曝を最小限にすることに尽きます。その点で、物事の判断をしていただきたい。あつてはならないものがあるということをしっかり認識し、対策を講じていただきたいと思ひます。

そこでお尋ねしますが、こういった黒い物質について、担当としてどのような御認識をお持ちなのか、この点についてもお答えいただきたいと思ひます。

空間線量、また子どもが触れるかもしれない土の汚染対策だけでなく、内部被曝を考えたとき、食材への不安は今もなお強くあります。食材の放射能検査、特に子どもたちが毎日食べる給食の食材検査は、長期にわたって取り組まなければならないことです。八王子では、やっと消費者庁からの放射能測定機械の貸与があり、給食のミックス測定が7月から始まったばかりです。市民団体からは、ミックスでの測定は、たとえ放射能値が高い食材が含まれていても検出できないという問題が指摘されており、私も、そのことを受け、食材それぞれの検査をしてほしいと委員会等で要望したところですが、そのようには

なっていません。

まだデータが十分そろっていないので、給食の放射能検査については後日の質問といたしますが、1点だけ、食材の放射能検査に関することについて申し上げたいことがあります。八王子では、市民団体の手で市民放射能測定室がことしの1月末からオープンしています。新聞にも報道され、また中村副市長、市長も訪問見学をされました。実は、この放射能測定室が、10月に行われる食育フェスタに測定デモンストレーションを含めて参加申し込みをしたところ、測定デモはだめだという保健所からのお達しがあったとのこと。詳しい経過は、市民放射能測定室のホームページに書かれていますが、なぜだめなのか理由がよくわかりません。八王子では、食材の放射能測定はやっていませんが、東京都を初めとして生産者団体や生協なども積極的にやっているところです。放射能測定とはどういうものなのか、どんなふうに測定するのか、そういったことを実際に身近に見るといふことの大切さは当然だと思います。また、食育ということを考えてとき、3.11以降、放射能汚染のことを抜きにして語ることはできなくなっているのではないのでしょうか。

保健所の話し合いが行われ、再検討ということになっているということですので、ぜひこの点については前向きな御検討をお願いしたいと思います。

次に、中核市移行とまちづくりについてです。

2014年4月の移行を目指して、今、市の大きな課題になっています。中核市になることで、市民にとって何がかわるのか、財政負担がどれくらいふえるのか、職員増はどう試算されているのかなど、いまいよく見えません。今回の一般質問でも、これまでに3人の議員からの質問があったのですが、それでもよくわからない。これまでの議論を踏まえ、多少重複することはありますが丁寧な御答弁をお願いしたいと思います。まさに市長の公約ということで、トップから降ってきたこの問題、今の市の実情に照らしてどうなのか、市民目線での素朴な質問をしながら検証し、市民の議論に資するものとしていきたいと思っています。

広報の6月15日に、中核市に向けて準備を開始と1ページでの特集を行っています。そこでは、都から移譲される事務として、まちづくり分野、福祉分野、環境分野と大まかに3つに分け説明がされています。

まちづくり分野では、市街化区域または市街化調整区域内の開発行為の許可、屋外広告物表示などの許可。

福祉分野では、保育所、養護老人ホームの設置の許可・監督、介護サービス事業者の指定。

また環境分野では、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の許可、ばい煙発生施設設置の届出の受理、立入検査となっています。

そこで、今回は市民に直接関係もある福祉分野、特に保育施策と障害児・障害者施策を取り上げて検討することにいたします。

まずお尋ねをいたします。保育施策についてです。八王子は、こども育成計画に基づき保育園整備を行い、待機児童解消に努めてきています。劇的な改善とまでは至っていない状況ではありますが、少しずつ待機児童が減ってきていることも確かです。

今後の課題として、ゼロ歳から2歳までの待機児童をどうするのかというのが、今の八王子が抱えている大きな課題だと思います。

このような点を踏まえ、八王子市が中核市になることによって保育施策全般にわたってどんな変化があるととらえているのでしょうか、お答えください。

また、これまでの保育行政推進の中で、やりたいけれど中核市にならないとできない事業というのは

あるのか。また、課題があるとなればそれはどんな点かなども含めてお示しいただきたいと思います。

保育施策は、この8月、子ども・子育て新システムに関する法案が国会において可決されたことから、3年後には大きく様相を変えようとしています。株式会社の参入などさまざまな問題の多い法ではありますが、中核市の移行の有無によって八王子において、法整備に大きな違いがあるのでしょうか、お伺いいたします。

次に、財政負担についての課題です。東京都からは、負担金、補助金、委託金という名目で支出金が歳入されています。22年度決算ベースで構いませんので、それぞれ児童福祉費としてどれぐらいの額になっているのかお示してください。大ざっぱに言って、負担金は法令に基づく事業についてくる予算なので、中核市移行後は、法令事務分担については基準財政需要額に見積もられ、地方交付税で担保されると伺っています。委託金は、都の委託によって実施する事業なので、これも中核市移行であっても今までどおりであり変動はないということです。

問題は補助金です。都との協議内容に、都の単独事業並びに補助金についてとあるように、まさにこれらの扱いがどうなるか、これが今後の交渉のテーブルにのるということです。

先ほどは補助金の額をお聞きしましたが、事業としてはどんなものがあるのか、幾つぐらいの事業をこの都の補助金を使って実施しているのかお示してください。また、特に児童福祉費の補助金の中でかなりの金額を占めている子育て推進交付金、これを活用してどんな事業が実施されているのか、この点もお示しいただきたいと思います。

次に、障害児・障害者施策についてです。八王子は、障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例をつくり、より一層の充実した施策展開が求められているところです。その意味で、この条例あるいは障害者計画などと照らして、中核市に移行することで何がどう変わるとお考えなのか。あるいは、どう変えようとしていこうとお考えなのかお示しいただきたいと思います。

また、都の支出金について、児童福祉費同様、障害福祉費においても、それぞれ負担金、補助金、委託金がどうなっているのか金額をお示しいただくとともに、補助金で行っている事業の数、またその内容についてもお答えください。

さらに、補助金の中でも3分の2程度を占める区市町村包括補助金を使っての事業展開としてどのくらいメニュー事業を実施しているのか、これについてもあわせてお答えいただきたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

◎【荻田米蔵副議長】 環境部長。

◎【渡辺孝環境部長】 空間放射線測定につきましての御質問でございますけれども、御質問者がおっしゃるとおり、現在、市内12カ所の公園等で、現在までに毎週1回水曜日に定点観測を行っております。放射線量は安定的に推移をし、わずかではありますけれども減少しているという状況でございます。

この測定に関しましては、市民の皆様の高い関心のあるところであり、当面、12カ所での測定については継続をしております。また、これまでどおり公表はホームページ、それから市の広報等で行っていきたいというふうに思っております。

また、何らかの変化があらわれた場合につきましては、迅速かつ柔軟に対処をしたいと思いますというふうに思っております。

それから、市内で主に公共施設等で高い放射線量が測定されたという情報が入った場合の対応でございますけれども、環境部としては、基準値を超える放射線量が見つかった場合につきましては、公共施

設の状況や地元住民の意向を踏まえて、各所管が判断をし、必要な場合には適宜公表するというところで指導をしているところでございます。

それから、黒い土についてのお話がありました。これまでホットスポットとかいろいろな新しい言葉が出てまいりまして、私ども、よく知らないものもございました。この黒い土も、新たな情報ということで御提供いただいたのかなというふうに思っております。

黒い土のすべてが高い放射線を持つのかどうか、それはわかりませんし、すべての国民が測定器を持っているわけでもございませんので、近づかない、触らないという原則で対処すればよろしいのかなと、とりあえずは思っております。

◎【荻田米蔵副議長】 道路事業部長。

◎【駒沢広行道路事業部長】 道路汚染等の状況を公表しないのかという御質問でありますけれども、道路の除染等の措置につきましては、当時、独自の放射線量を測定した方からの御要望がありましたので、現地で測定を行い、集水ますに堆積した土砂の清掃を行っております。

その後、この事実について地元町会などと協議・調整を行い、地元町会の意向を踏まえて公表しないこととしております。

◎【荻田米蔵副議長】 こども家庭部長。

◎【峯尾常雄こども家庭部長】 中核市移行に伴う保育施策への影響などについてお答え申し上げます。

まず、保育施策がどう変わっていくのか、市民から見てという趣旨のお尋ねですけれども、中核市移行に伴う権限移譲によりまして、市として保育施策を実施するに当たって裁量の幅が広がってくると、これが大きな利点であるというふうに思っております。

現状では、保育所の設備や運営の基準につきましては、東京都が都全体に係るものとして定めているわけですけれども、これが中核市に移行することで、本市の保育の実情に照らした独自の基準を市の条例で定めることが可能となりまして、これまで以上に市民ニーズを踏まえての保育サービスの展開というものが期待をされるところでございます。

また民間保育所の認可手続や指導監督の権限が移譲されることで、例えば定員変更手続の短縮化によります待機児童解消への速やかな対応、あるいは利用者の視点に立ったよりきめ細やかな指導検査の実施による事業運営の改善など、保育サービスの向上につながるものというふうに考えております。

なお今後の課題ということでしたけれども、移譲される各種事務に対する職員の習熟、あるいは条例等の規定整備など、中核市スタートに当たって遺漏のないよう事務体制を整えていくということが今後の課題であろうというふうに思っております。

続いて、中核市移行による子育て新システムへの影響、関係ですけれども、このたびの子ども・子育て関連三法の成立によりまして道筋が示されました、いわゆる新システムは、幼児期の学校教育と保育、それから地域の子ども・子育てを総合的に推進しようとするものでございまして、実施主体は、住民に最も身近な基礎自治体であるとされております。各市町村は、地域のニーズに基づいて計画を策定し、創意工夫を凝らしてサービスの給付や事業を実施することとなります。

制度の詳細につきましては、今後、検討が加えられることとされておりますけれども、この新システムが有効に機能するか否かというのは、実施主体である各自治体の力量に大きく左右されてくるという

ふうに思います。本市が中核市移行を通じて移譲される権限と相まって、さらに培われてくることであろう職員の政策形成能力ですとか、組織のマネジメント力、こういったものは新システムのもとでの本市の子育て支援の展開に当たって大きな推進力になるというふうに思っております。

なお、法整備面の関係ですけれども、幼保連携型の認定こども園の認可の権限というものが中核市のほうに移譲をされてくることとなっております。

続きまして、都支出金のうちの児童福祉費ですけれども、22年度決算の場合、法令に基づく都負担金は保育所運営費の10億1,907万円など36億9,753万円となっております。

また、要綱に基づく都補助金は、子育て推進交付金など21の項目で50億9,720万円でございます。

委託金につきましては、3つの事業、母子福祉資金の貸し付けなどで1,631万円となっております。

あと、最後に子育て推進交付金についてのお尋ねですけれども、この補助金は、22年度決算で申し上げますと24億1,464万円の歳入となっておりますけれども、その充当先といたしましては、民間保育所を11時間開所するための保育対策事業に19億7,255万円。このほか、ゼロ歳児の保育事業に1億7,071万円、また学童保育事業に1億1,829万円など、あわせて11の事業に充当しているところでございます。

◎【荻田米蔵副議長】 高齢者・障害者担当部長。

◎【松日樂義隆高齢者・障害者担当部長】 市民目線で見たととき、中核市に移行すると、障害児・障害者施策はどのように変わるのかとの御質問をいただきました。たくさんの方の事務の移譲がございます。障害者にとって身近なものとしては、身体障害者手帳の申請から交付までの手続きがすべて市の窓口でできるようになります。こうしたことによりまして、交付までの期間が短縮されるなど、利用者にとってサービスの向上が図られると考えています。

また、あわせて障害福祉サービス事業者や障害者支援施設の指定、更新事務並びに施設への立入検査、指導事務を移譲されます。これにより、例えば施設等で提供されるサービスに不満や疑問がある場合などは、直接、市の窓口で相談できるようになり、施設等に対しましてタイムリーできめ細かい指導ができるようになります。こうしたことで、事業運営の透明性の確保や利用者保護とサービスの質の確保と向上が図られると考えております。

次に、22年度決算での障害者福祉費に係る都支出金のうち負担金、補助金、委託金はそれぞれ幾らかとの御質問ですが、平成22年度決算での法令等に基づきます都負担金は、障害者自立支援法の介護給付や訓練等給付事業、また心身障害者福祉手当などで22億1,259万円となっております。

また、要綱等に基づきます都補助金は、障害者地域生活支援事業など12事業で13億4,060万円となります。

都委託金につきましては、心身障害者医療費助成事務など9事業で4,189万円となっております。

最後に、障害者福祉費の包括補助金を活用してどのような事業をやっているのかとの御質問ですが、まず22年度決算では9億4,239万円の歳入となっております。

事業としては、心身障害者が通所する訓練施設の運営費等の助成事業や、障害者が居住するグループホーム等の運営費助成事業などあわせて28の事業を実施しているところです。

◎【荻田米蔵副議長】 石森市長。

◎【石森孝志市長】 それでは、30番、陣内泰子議員の質問にお答えをいたします。

被災者支援に係る市の施設開放についての考え方でありますが、福島県のみならず、被災された地域の皆さんに対する息の長い支援の必要性は十分認識しておりまして、スポーツや芸術・文化を通じた交流も盛んに行われているところであります。

施設の無料開放につきましては、公共性、公平性の確保を初め施設の利用状況等も含め総合的に判断する必要があると思います。これは、施設の内容や目的によっても異なってくるため、要望内容により適宜・適切に判断していきたいと考えております。

また、大学の施設利用等につきましては、市の施設同様、被災者支援につながるような取り組みであれば協力をお願いしていきたいと考えております。

もう1点、市長就任以前の本市における放射線対策についてでございますけれども、当然、このことにつきましては就任時に引き継ぎを受けております。今後も、公約に掲げましたとおり放射線量の測定と、万一の場合の徹底除染対応について十分に組みんでいきたいと考えております。

◎【荻田米蔵副議長】 第30番、陣内泰子議員。

◎【30番陣内泰子議員】 種々、御答弁をいただきましたが、放射性物質の問題については、その必要性を認識し、これからも継続をしていく。そしてまた、黒い物質については近づかない、触らないことが必要というふうに御答弁がありました。そのためにも、ぜひしっかりと情報公開が必要であるということ言うまでもありません。道路事業部で公表していない理由として、自治会等の意向を受けてとありますが、自治会の意向というのはだれの判断なのかということです。つまり、このお話を担当部署としたときに、自治会が、公表してくださいと言っても公表はしませんという御判断も担当の職員からは示されていたところ。また、当然、この要望、公開をしてほしいと言っている方も自治会員であることは間違いありませんし、当然、自治会長と個人的なお話し合いも済んでいる、その中で要望だということをお伝えおきます。

自治会の意向ということについては、何をもって自治会の意向とするのかということの精査が必要なのかなというふうには思っています。

それと放射能対策については、各担当部署ごとに行う。基本的には環境部がやるわけですが、細かいことはそれぞれ対応部署に任せる。対応はこのように違ってきます。これは、私としてはおかしなことだと思いますので、この点については最後にお聞きしたいと思います。

放射能に関して、2回目の質問を行います。

空間線量の測定については、今、市の放射線測定器、何台持っていらっしゃるのでしょうか。ぜひ、関心の高いところ、市民への貸し出しを行い、市民が不安に思っている場所の測定を容易にすることができるようになっていただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

また、先ほど述べた高濃度に汚染された黒い物質、新しい知見というふうにおっしゃっていましたが、今、この問題について少しずつ報道をされるようになってきました。そして、実際にはかかってみなければわからないということです。空間線量だけではわからない。つまり、放射性物質の濃度というのは、距離が離れば離れるほどその感知されなくなるということになっております。

なので、実際に小まめにはかる市民、そういう市民と協働しながら、ここが危ないのではないかと、いう場所があれば積極的に対応していく、そういうことが求められるかと思っておりますので、今後の対策、そういう市民からの要望、また問い合わせ、除染に対しての注意喚起など、ぜひ行っていただきたいと思いますが、それについてのお考えをお聞かせください。



また、どうしてもそういう場所は泥や水がたまりやすい場所、そして何度も同じことを繰り返す、そういう場所とされています。ということなので、当然ながら公表も必要ですし、除染をした場合には、適切な、定期的なチェックもお願いしたいと思います。この点については、先ほど市長からも定期的にきちんと対応していく市の方針を持っているということの御答弁もありましたので、それに基づいてやっていただきたいと思います。

そして放射能対策もそうですが、原発事故を受けて改めて二度とこのような事故を起こしてはならないということ、国民の多くが感じています。パブリックコメントで原発ゼロの国民の意思が9割を占めているのが何よりの証拠です。早急に、原発依存ではない、再生可能エネルギーの拡大を図っていくことが求められています。いろいろな取り組みがなされている中、神奈川県は県有施設のソーラー発電への屋根貸し事業が注目を集めています。再生可能エネルギーの取り組みについては、きのう、おとといの一般質問でも種々取り上げられていました。その中で明らかになったことは、再生可能エネルギー利用可能調査を、現在、実施をしており、10月下旬ごろをめどに検討会を立ち上げ、八王子に可能なエネルギー戦略を構築していくということ、試行ではあるが、公共施設の屋根貸し太陽光発電事業について、賃料無料で実施していくというものが示されました。

私としては、どのように取り組むのかをお聞きするつもりではあったのですが、もう既に大方の実施モデルができ上がっているようです。賃料無料には正直びっくりいたしました。20年という長期の契約が考えられるのですが、参入事業者を利するだけに終わってしまう心配があります。

神奈川県は屋根貸し事業についてお話を聞く機会がありました。電気をつくる、節約をする、ためるという3つの事業を柱に、どれだけの電気使用料をソーラーで賄うのかという目標を設定して、20%と聞いております。そして、その1つの取り組みとして国の買い取り制度を利用しての屋根貸し事業があるのです。賃料は、プロポーザル方式であったため契約事業者ごとに違いますが、1平方メートル当たり200円から315円というものになっています。それでもかなり安い金額で、15年程度で十分採算がとれる仕組みになっているということも伺いました。屋根の負担を最小限にした穴をあけない取り付け方式であったり、緊急災害時には自治体への電力供給も提案されているところです。屋根貸しによる太陽光発電事業については、幾つかの先行自治体を十分調査研究し、担当部署だけで決めることなく広く市民が参加できるような議論にしていかなければなりません。

そして、またそれ以前にやることは、全体の再生可能エネルギー普及戦略です。市の場合は、戦略はこれから、でも屋根貸しだけは先行して行うということですが、順序が逆です。しっかりとした全体戦略を打ち立てるといってこそやらなければなりません。この点についての市の見解をお伺いいたします。

中核市移行問題についてです。

御丁寧にかなり詳しく御説明をいただきました。都の補助金を利用して多くの事業を福祉分野で行ってきているということが見えてきたところです。まさに保育園の長時間運営や、さまざまな障害者施策が住民のニーズに合わせて積極的に補助金を利用し展開されてきています。市の単独財源が少ない中、補助金や交付金を利用するというのが福祉分野での事業展開の大きな柱でもあったようです。だからこそ、中核市移行による権限移譲といっても、市民サービスの充実という観点から見ると変化を実感できません。

保育所の運営基準の条例化といっても、今、既に国基準より手厚い基準で実施されていることを考えれば、あまり意味もありませんし、基準の緩和となればこれは大問題です。事業所の指定、監督、質の向上、これは当然必要なことですが、中核市にならないとできないというわけではなく、適切な人員配

置とどういう事業所をふやしていくのかという市の全体計画にかかわることです。中核市になろうとなるまいと、地方自治は本当にどんどん進んできているというのが実感です。中核市移行に関する市民サービスの具体的な展開が見出されない中、どうしても財政負担の問題に関心が集まります。都からの補助金や交付金が減ってしまうのか、その場合の財源補填は何をもってされるのかといったことでもあります。これがどうなるかは、今までの議論の中でも明らかなように今後の交渉とはいえ、たとえ補助金、それがそのまま継続されたとしても、システムの変更や新たな事務時間によって職員増を図らなければならないことを考えると、財政負担がふえることは目に見えています。市税等が落ち込んでいる経済状況の中で、この中核市移行による負担増の影響を受けるのが、補助金や交付金で多くの事業を展開している保育や障害者対策などの福祉分野なのではないだろうかということを懸念します。ましてや補助金がある部分においてなくなる、市が独自にやらなければならないということになれば、なおこの心配は募るばかりです。

そこで、もう少し財政負担についてお伺いします。これまでの質問の中で、法令事務の負担に対する地方交付税による担保については、議会終了までの間に24年度ベースでの額を提示していただけたということですが、それはそれで必要なことですが、なぜそういった準備ができていないのか不思議です。市が中核市移行にかじを切った1つの要因として、交付団体なので法令事務負担分は地方交付税で担保される。補助金制度も、制度が変わってきているとの主張であるわけですが、それを裏づける資料が本当に示されていないわけです。それを考えると、市にとって財政問題は、中核市移行への判断材料ではないということなのかなどというふうにも思ってしまう。いずれにしろ、遅かれ早かれ提示されるということなので、それを待つことにしたいと思います。

そのことについて、ちょっと別の観点から検討してみました。前回、中核市移行が検討された1999年当時、このときは財政負担の折り合いが都と調整がつかず断念という結果でありました。そのときの八王子市の決算の状況を見てみました。都支出金総額は約190億円、そのうち負担金が50億円、補助金が120億円余りとなっていました。そのような状況の中で、事務移譲を検討した結果、法令事務負担で28億円、都単独事業並びに補助金事業で32億円の新たな財政負担が生じ、うち20億円の調整がつかなかったということで中核市移行を断念したということであったわけですが、見方を変えれば、負担が40億円でとまっていたなら中核市移行を決断していたということになります。そして、その場合、都補助金のうち4分の1程度は自前でやらなければならない事業ということになるわけです。補助金の性格も変わってきているということで、前回の見通しが当てはまるとは思いませんが、なかなか厳しい交渉になるのではないかと思います。

そこでお尋ねいたしますが、さきに見た都の補助金として歳入された22年度決算ベースでのこの子育て推進交付金並びに包括補助金、これはこれからの都との交渉の上でどのような市の考えを持って臨もうとされるのか、これについてお答えください。

次に、進め方についての質問です。2014年4月の移行を目指すタイムスケジュールが、先般の総務企画委員会で示されたのですが、それによると、年内には都との合意となっています。あまりにも拙速過ぎるのではないのでしょうか。市民への説明や議論の場をどのように設定するお考えでしょうか、お聞かせください。

その時期や方法についても、お考えがあればお示しください。これまでの他の議員の質問に答えて市長は、タイムスケジュールは最短の場合と答弁をし、市民への情報提供は不可欠という見解を示されました。ということは、都との合意以前に、十分議論できる適切な資料を作成し、議会での議論の保障並びに市民からの意見聴取などの機会を設けると理解してよろしいでしょうか、この点もお答えいただき

たいと思います。

また、人材育成も大きなかぎです。今、やっていない事業のノウハウを得るために、都などへの長期研修の計画をどう考えているのかお答えください。保健所が市に移管されたときは、5年間の都の職員の派遣があり、ジョブトレーニングの中で事務移管がなされていきました。

次に、権限移譲についてです。社会福祉法人の許可は、今回の中核市移行とは別に、今回の分権の中で八王子の仕事になります。中核市になると、これに加え、先ほどの施策の充実の中での御説明があったように、保育所や事業所などを認可して指導などの業務があるわけです。保育所等の運営については、子ども・子育て施策の整備の中で、これも変わってくるかとも思われます。

それと、事業所を小まめに検査・指導しサービスの質を担保するためには、担当所管それぞれにおいて人員増加が必要であり、その実効性もあわせて示さなければ絵にかいたもちになるでしょう。サービスの質の確保を担保するには、それなりの組織体制が必要になってくるのではないのでしょうか。つまり、組織に許可権限を持つところと指導や補助するところが同じ部署というのは問題になるのではないのでしょうか、このあたりのことをどうお考えかお聞かせください。

また、社会福祉法人や保育関係、障害者施設関係に職員OBや現役市議がかかわっているケースがあると思われます。市としては、今後、こういう許認可が直接基礎自治体においてきた場合、その点についても把握しておく必要があるのではないかと思われませんが、どのようになっていますでしょうか。適切な指導監督に支障を来すようなことはないのか心配するところです。お答えいただきたいと思えます。

これで2回目の質問を終わります。

◎【荻田米蔵副議長】 環境部長。

◎【渡辺孝環境部長】 放射線の計測器の民間への貸し出しについての御質問をいただきました。

この計測器につきましては、八王子市では、東京都から3台貸与されておりまして、1台は定期的な空間放射線の計測に使用し、あと2台は各所管からの要望により貸し出しをしております。台数が少ないことから、今のところ民間への貸し出しは考えておりません。

それから、小中学校における太陽光発電システムの設置についての御質問をいただきました。小中学校は災害時には避難所となることから、電源を確保する必要が高いこと、また導入により環境教育の充実を図ることができることなどから、固定価格買取制度の手法を試行的に導入し、今後、市として全体の事業進捗を図る際の検討材料としていきたいというふうに考えております。

また、他団体の例も十分参考にしながら、今後の進め方、方向性を決めていきたいというふうに考えております。

◎【荻田米蔵副議長】 都市戦略室長。

◎【伊藤達夫都市戦略室長】 私からは、中核市移行に関する御質問にお答えをいたします。

まず、包括補助金や子育て推進交付金についてでありますけれども、そもそも中核市については、決して東京都から独立するようなものではなく、引き続き東京都との協働により事務を担っていくものであり、財源面や人材確保などさまざまな面で応援をいただかなければならないものと考えております。

御指摘の補助金や交付金につきましても、今後、それぞれ個々に精査していかなければならないこと

でありますけれども、その制度の目的や趣旨、あるいは広域自治体としての東京都が持つ役割からかんがえますと、私どもとすると、基本的には都に御負担いただくものと認識をしているところであります。また交渉がスタートしたばかりでありますけれども、その認識を持って今後の協議に臨み、東京都の御理解をいただきたいと思っております。

次に、市民への説明あるいは議論の場についてでありますけれども、中核市移行に当たっては、市民の皆様の御理解をいただくことが極めて重要であると認識をしておりますので、広報やパンフレット等でわかりやすくお知らせしてまいります。限られた期間ではありますけれども、積極的にやっていきたいと思っております。また、フォーラムなどを企画することも考えておまして、さまざまな方法により積極的な情報提供に努め、広く市民の皆様の声も伺っていききたいと思っております。

次に、移譲される事務を担う人材の育成についてでありますけれども、新たに担う事務に関する専門的知識が必要となる場合、そういう事務に係る研修等につきましては、中核市移行が円滑に行えるよう東京都の御理解をいただかなければならないと考えております。その点については、過日の第1回協議会においても今後の協議事項の1つとして確認をさせていただいております。市としても、計画的に研修等を実施していきたいと考えております。

次に、社会福祉法人の認可と運営等に対する指導の体制につきましては、先行市の例なども参考にしながら適切な体制を整備してまいりたいと考えております。

◎【荻田米蔵副議長】 総務部長。

◎【荻田米蔵副議長】 第30番、陣内泰子議員。

◎【30番陣内泰子議員】 種々、御答弁をいただきました。

放射能調査についてです。せっかく機械があるのに貸し出さない、これは大変もったいない話であります。

そして、先ほど空間線量だけではなく実際に地面に密着して近いところではからないと、こういった黒い物質、放射線濃度が高い物質の危険性を感知できない。また、そういうことができるのは、日々、毎日道路を通り、そして子どもたちを連れて歩いているお母さん方。そういうお母さん方が一番敏感に感じるわけですので、ぜひ貸し出しを行い、またこういう市民と協働でチェック体制をつくっていただきたいと思っております。子どもたちの内部被曝を少なくする、もうそれを一緒に取り組んでいかなければならないと思っております。

そして、除染ガイドライン、これを市が持っています。これがありませんと、各担当によって本当に対応が違う。これは、市として大変問題があることだと思っております。そこで、しっかりとした東日本大震災対策本部というものを全庁的なものとして持っているわけですが、そこでしっかりとした統一的な機能を果たせるようにしていただきたいと思っております。そうでなければ、今回のように、一方では公表する、一方の部署では公表しない。また、市民がいろいろな問い合わせをしたときにたらい回しにされているという事実もありますので、ぜひ、この統一的な見解、対策、それを一丸となってやっていただけるように、この東日本大震災対策本部の機能を強化する、また事務局体制を強化する、それについての御見解をお聞かせいただきたいと思っております。理事者をお願いいたします。

そして、中核市移行問題についてです。

この、まちづくり研究はちおうじ8号ですね。この中に市民の意見をしっかりと聞いていかなければ

ならない。そして、事務権限の移譲が決まってから市民に周知するのでは遅いのですと書いてあります。また、市民の意見をしっかりと反映させるため、また可能な限り分権の機運を、自治を高めていく、そのためにも各部署が何をやりたいのか、どういう事業が必要なのかということ、市民とひざを突き合わせて討議をする、そういった地道な議論の積み重ね、それが必要かと思っております。

市民周知への積極的な時期の御答弁がありませんでした。つまり冬頃に同意というような見解も一方では示されている中で、都との同意を行う前に、今、言ったような市民への周知、また御答弁がありましたフォーラムなどの開催が行われるのかどうか、それについて改めてもう一度お答えいただきたいと思っております。

今までをしてみると、なかなか、この中核市移行によってどういう行政サービスを提供するのかということが、担当部署の中からも出てきていないのが現実であります。

また、その一方で、今の補助金の仕組みを使うならば、人と予算があれば、それぞれの地域や住民ニーズに応じた取り組みをやらうと思えばできるし、職員の企画力、政策力を発揮できる仕組みにもなっているということも、この分権推進の中での形になってきているわけです。ぜひ、そのことも今後の検討の材料にしていきたい。

そこで、市長にお尋ねいたします。福祉分野、特に子育て施策や障害から見ると、このメリットというのがなかなか見えてこない。その分、負担がふえるのではないかと。また、その負担がふえた分の削減が、福祉や障害に押し寄せてくるのではないかと、その心配があります。市長は、この問題についてどう後退させないということを保証するのか、またどう財源を担保するのか、それについてお答えいただきたいと思っております。

そして、もう一つ、昨日の中核市移行の質問の中で、市長は、みずからのまちはみずからで決める。中核市というのは、その手段と答弁されました。また都市戦略室長からも、十分それにこたえる職員の自覚、能力も育ってきているということでありましたが、そうではありません。本当にそうでしょうか。おとといの他の議員の一般質問で明らかになった川町の市街化調整区域内のスポーツパーク開発事業について、調整区域の緑を守るための条例があり、市街化調整区域の良質な緑を保全するということが大きな市のまちづくりの方針でもあるにもかかわらず、答弁では、都市計画法という上位の判断に委ねる、つまりみずからのまちはみずからで守ろうという仕組みがあるにもかかわらず、それに取り組んでいるという姿勢がありませんでした。

ぜひ、このように、今、行われていること、それをやるためには、今の仕組みの中でも十分自分たちのまちは自分たちでつくる、その人材育成と人員配置、それがまず先行だと思います。これは、答弁に引き続いて、通告していませんがお願いいたします。

◎【荻田米蔵副議長】 質問時間を終了いたしました。

都市戦略室長。

◎【伊藤達夫都市戦略室長】 中核市移行に関しての市民周知の時期について御答弁申し上げます。

私ども、これまで市民周知につきましては十分ではなかった。これまでの事務については決して十分ではなかったとは認識しております。したがって、先ほど申し上げましたフォーラム等については、なるべく早い時期に企画をしていきたいと思っております。

◎【荻田米蔵副議長】 村松副市長。

◎【村松満副市長】 空間放射線対策につきまして、環境部が、現在、取りまとめ所管となっております。そして、環境部で作成をしたガイドラインに基づき、各所管が責任を持って対応をしているところでございます。今後とも、環境部と各所管連携のもと取り組んでまいります。

◎【荻田米蔵副議長】 石森市長。

◎【石森孝志市長】 中核市移行に伴う福祉、子育て等の影響についての御質問でございます。

移譲を受けた事務権限をしっかりと活用しながら、これまで以上に市民ニーズに合ったきめ細かな福祉、子育て施策が展開できるよう創意工夫を凝らしていきたいと、そのように考えております。